平成２４年（フ）第１１８８号
福岡県春日市上白水８丁目147番地グリーンヒルつじはた102号
債務者　濱川　雅之
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２０７号
福岡市東区松崎３丁目６番１―402号
債務者　藤下　辰也
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２４９号
福岡市南区塩原４丁目11番23―602号
債務者　林　　保昌
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２９５号
福岡市博多区板付７丁目１番６―207号
債務者　濱田　サヨ
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５２８号
福岡市博多区住吉３丁目８番34―606号
債務者　横田　近雄
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９４４号
福岡県春日市若葉台西６丁目79番地２サンクィーン春日202号
債務者　永江　　格
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１０号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門5182番地１　奥野アパート５号
債務者　篠原　　久
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
山梨県甲斐市大下条884番地１　奥石住宅２
債務者　生松　正征
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
山梨県笛吹市石和町広瀬1038番地
債務者　小田**切**　仁
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
山梨県笛吹市一宮町末木835番地
債務者　廣瀬恵美子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
長野県中野市大字新保428番地
債務者　湯本　恵美（旧姓河上）
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６９号
山口県宇部市床波６丁目23番22号
債務者　岡田　　隆
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第８４号
山口県宇部市文京台３丁目６番16号
債務者　井上　信也
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第２７１号
大分県別府市西野口町10番54号　サンケイハイツ503号
債務者　釋迦野綾芽
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８３号
大分県豊後大野市犬飼町久原1042番地　市営久原住宅Ａ―306号
債務者　片山　明枝
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８９号
沖縄県那覇市山下町９番33号　金城アパート201
債務者　上原　好子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２２７号
兵庫県三木市緑が丘町中２丁目11番地の20
債務者　柏木　良子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４５号
神戸市垂水区松風台２丁目５番３―908号
債務者　ＭＯＤＡ　ＭＩＬＡＮこと　安田　浩
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部